

山口県報

平成22年
1月12日
(火曜日)

目次

規則
山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則(厚政課)……………一
告示
漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項(水産振興課)……………三
道路の位置の指定(建築指導課)……………三



山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年一月十二日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第一号

山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

山口県福祉のまちづくり条例施行規則(平成九年山口県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項第八号中「第二十五号及び第二十六号」を「第二十六号及び第二十七号」に改め、同項中第二十八号を第二十九号とし、第二十五号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五 公共用歩廊

別表第二の一の表一の項口、二の項八及び三の項八中「の差が大きいこと等」を、「色相又は彩度の差が大きいこと」に改め、同表四の項第一号二中「同項第二十五号」を

「同項第二十六号」に改め、同号水中「別表第一の一の項第二号、第十一号、第十二号及び第二十五号に掲げる施設(遊技場を除く。)」を「別表第一の一の項第一号から第七号まで、第十号から第十四号まで、第十七号から第十九号まで、第二十二号、第二十三号及び第二十六号に掲げる施設(第一号に掲げる施設にあつては特別支援学校に限り、卸売市場を除く。)」に改め、「同項第三号、第四号及び第六号に掲げる施設(卸売市場を除く。)(用途面積が五千平方メートル以上のもの)」を削り、「同項第二十二号」を「同項第二十四号」に、「一日当たりの平均的な利用者の人数が五千人以上」を「用途面積が五十平方メートル以上」に改め、同項第二号中「その他これに」を「、壁掛式の小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。)(その他これらに」に改め、同表五の項口(2)及び八(2)中「の差が大きいこと等」を「、色相又は彩度の差が大きいこと」に改め、同表九の項第一号中「同項第二十五号」を「同項第二十六号」に改め、同表十の項中「客室の数が二百以上」を「、用途面積が二千平方メートル以上であり、かつ、客室の総数が五十以上」に改め、同項八中「次に定める構造の浴室」の下に「又はシャワー室」を加え、同項八に次のように加える。

(3) 出入口は、八に定める構造であること。

別表第二の一の表十の項中八を二とし、口の次に次のように加える。

八 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に定める構造とすること。

(1) 有効幅員は、八十センチメートル以上であること。

(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

別表第二の一の表十三の項中第六号を第九号とし、第一号から第五号までを三号ずつ繰り下げ、同項に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

一 車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設又は十四の項第二号ホ若しくはハに定める構造の昇降機が設けられている施設にあつては、当該施設又はその敷地内に、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設又は当該昇降機の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設又は当該昇降機の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

二 車いす使用者用便房又は十四の項第二号ホ若しくはハに定める構造の昇降機が設けられている施設にあつては、車いす使用者用便房又は当該昇降機の配置を、文字等の浮き彫り、音による案内、点字等の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。

三 案内所を設ける場合には、前二号の規定は、適用しない。

別表第二の一の表十四の項第一号中「八まで」を「二まで」に改め、「以上」の下に

「(二)に掲げる場合にあつては、そのすべて)」を加え、同号に次のように加える。

二 公共的施設が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路(当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。)

別表第二の一の表十四の項第二号ホ中「及び(9)」を「から(10)まで」に改め、同号ホ(8)中「床面積は、一・八三平方メートル以上」を「有効幅員は、百四十センチメートル以上」に改め、同号ホ(9)中「点字により表示する等」を「文字等の浮き彫り、音による案内、点字等の方法により」に改め、同号ホに次のように加える。

(10) 昇降機の付近には、当該昇降機及び乗降口ビームが(1)から(9)までに定める基準に適合するものである旨が見やすい方法により表示されていること。

別表第二の一の表十四の項第二号へ(1)(2)を次のように改める。

(一) かこは、有効幅員が七十センチメートル以上であり、かつ、奥行きが百二十センチメートル以上であること。

別表第二の一の表十四の項第二号へに次のように加える。

(3) 昇降機の付近には、当該昇降機である旨が見やすい方法により表示されていること。

別表第二の一の表十五の項第二号イ中「の差が大きいこと等」を「、色相又は彩度の差が大きいこと」に改め、「いつ。」の下に「以下同じ。」を加える。

別表第二の二の表一の項第六号中「鉄道等の交通機関の施設から多数の視覚障害者が利用する施設に至る」を「多数の視覚障害者が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設の相互間の経路を構成する」に改める。

別表第三の一の項中「及び第二十四号から第二十七号まで」を「、第二十四号及び第二十六号から第二十八号まで」に改め、同表四の項中「並びに同表の四の項」を削り、「、ナイトクラブ及び駐車料金を徴収しない路外駐車場」を「及びナイトクラブ」に改め、同表六の項中「及び第二十八号」を「、第二十五号及び第二十九号」に改める。

別記第三号様式中

「 1 建築物 2 公園 3 建築物でない路外駐車場 」を

「 1 建築物 2 公園 」に改め、

「 駐車用のに供する部分の面積 m² 」を

削り、同様式の注6中「及び建築物でない路外駐車場」を削り、同注中10を削り、11を10とする。

別記第四号様式及び別記第五号様式中

1 建築物	2 公園	3 建築物でない路外駐車場
-------	------	---------------

を

1 建築物	2 公園
-------	------

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年六月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の山口県福祉のまちづくり条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に工事に着手する公共的施設の新築等について適用し、施行日前に工事に着手した公共的施設の新築等については、なお従前の例による。

3 平成二十二年六月一日から同月三十日までの間に、改正後の規則別表第三の規定により新たに条例第十八条の規定による届出を要することとなる特定公共的施設の新築等をしよとする者に対する改正後の規則第七条第二項の規定の適用については、同項中「当該届出に係る特定公共的施設の新築等の工事に着手しよとする日の三十日前」とあるのは、「平成二十二年六月三十日」とする。



山口県告示第四号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるため、次の一のとおり事前届出があつた。

平成二十二年一月十二日

山口県知事 二井 関 成

一 届出事項

加入区 住 居 所 氏 名

由宇加入区 岩国市由宇町港二丁目一三番一七号 橋本 吉信
 由宇漁業協同組合

二 指定漁船調査の縦覧

加入区 縦 覧 期 間 縦 覧 場 所
 由宇加入区 平成二十二年一月十二日から同月二十六日まで 由宇漁業協同組合

山口県告示第五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成二十二年一月十二日

山口県知事 二井 関 成

地名及び番地 山陽小野田市大字郡宇樋ケ原三六九の二二及び三八二の二並びに宇東為政四〇九の四及び四〇九の四地先	幅 (メートル) 四・〇～九・六	延 (メートル) 五一・二	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル) 三一九・八五
---	------------------------	---------------------	-------------------------------------

平成二十二年
二月十二日
印刷
発行

発行人
所

山口県
知事
庁